

農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づき、京都農業振興地域整備計画を変更しましたので、同条第4項で準用する同法第12条の規定に基づき公告し、当該計画書並びに提出された意見書の要旨及び処理結果を次により縦覧に供します。

平成23年2月18日

京都市長 門川大作

1 縦覧期間

平成23年2月18日以降常時備え置くこととする。(ただし、土曜日、日曜日、祝日等「京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」第4条により本市において「休日」と規定される日は除く。)

2 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までは除く。)

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局農林振興室農政企画課

(産業観光局農林振興室農政企画課)